

給付金請求の際、ご提出いただく書類をご案内します。

◆ 「入院給付金」を請求するときに提出いただく書類は、次の1と2です。

1 「給付金請求書（共済会所定）」…(必ず提出いただく用紙)

2 (1) 「入院を証明する書類」または (2) 「申告書類」

(1) 「入院を証明する書類」は、医療機関が発行する次の①～⑥のいずれかです。

- ① 医療機関所定の「退院証明書」(写し)
 - ② 医療機関所定の「入退院を証明する証明書(名称は問わない)」(原本または写し)で、必要項目*が記載されたもの
 - ③ 医療機関所定の「入院診療計画書等(名称を問わず、傷病名がわかるもの)」(写し)と医療機関が発行する「入院費の領収書(入院期間がわかるもの)」(写し)
 - ④ 他の保険会社や共済団体等所定の「証明書(名称は問わない)」(写し)で、必要項目*が記載されたもの
 - ⑤ その他、共済会が認める書類
(例:「健康保険傷病手当金支給申請書」(写し)で療養担当者記入欄の記載のあるもの、など)
 - ⑥ 共済会所定の「入院・治療証明書」(原本) …(医師に記入いただく用紙)
- *必要項目(原則):「患者氏名、傷病名、入院開始日と退院日、医療機関の名称」

(2) 「入院を証明する書類」の代わりに「申告書類」による請求ができる場合は次のとおりです。

- ※退院後のご請求で入院日数が20日以内の場合は、
次の「申告書類①と②」により、入院給付金を請求することができます。
- ・ 申告書類① : 契約者が記入する共済会所定の「入院申告書」
 - ・ 申告書類② : 医療機関が発行する「入院費の領収書(入院期間がわかるもの)」(写し)
- 注:「申告書類」による請求の場合でも、共済会が必要と判断した場合には、
「入院を証明する書類」の提出を依頼する場合があります。

注:共済会が必要と判断した場合には、上記以外の書類の提出を依頼する場合があります。

◆ 「通院給付金」を請求するときに提出いただく書類は、次の1と2です。

1 「給付金請求書（共済会所定）」

2 「通院を証明する書類」

「通院を証明する書類」は、医療機関が発行する次の①～④のいずれかです。

- ① 医療機関所定の「通院を証明する証明書(名称は問わない)」(原本または写し)で、必要項目*が記載されたもの
 - ② 他の保険会社や共済団体等所定の「証明書(名称は問わない)」(写し)で、必要項目*が記載されたもの
 - ③ その他、共済会が認める書類
 - ④ 共済会所定の「入院・治療証明書(通院日記入欄のある様式)」(原本) …(医師に記入いただく用紙)
- *必要項目(原則):「患者氏名、傷病名、通院日、医療機関の名称」

注:共済会が必要と判断した場合には、上記以外の書類の提出を依頼する場合があります。

給付金請求書の取扱いとご記入についてご案内します。

■「給付金請求書」の取扱い

次のとおりお取り扱いください。

- ・ 1枚目(A 共済会提出)に団体印を押印いただき、必要事項をご記入の上、「入院を証明する書類」または「申告書類」とともに共済会へご提出ください。
* ご提出いただく書類については、裏面の【給付金請求書類のご案内】をご覧ください。
- ・ 2枚目(B 団体控)は団体控えとしてご利用ください。

■「給付金請求書」のご記入

次の内容をご記入ください。

- ・ 請求日、団体名、代表者名、請求担当者名
- ・ 契約番号、契約者氏名、給付対象者氏名、続柄
- ・ 請求の内容 欄 … 該当する項目をご記入ください
注: 証明書の料金 欄は、次の書類を使用する場合のみ、
医療機関に支払った文書料の金額をご記入ください。
 - ・ 医療機関所定の「入退院を証明する証明書(名称は問わない)」(原本)
 - ・ 共済会所定の「入院・治療証明書」(原本)
- ・ 事故の内容 欄 … 事故による入院の場合にご記入ください
- ・ 現在の状況 欄 … 請求時点での状況をご記入ください
- ・ 受取口座 欄 … 契約者名義(または給付金受取人名義)の口座をご記入ください

□「証明書費用」の補助について

「入院を証明する書類」として次の書類を提出いただいた場合に、費用を補助します。

- ・ 医療機関所定の「入退院を証明する証明書(名称は問わない)」(原本)
- ・ 共済会所定の「入院・治療証明書」(原本)
- ・ 1入院期間(入院日から退院日まで)について 3,000 円を限度に文書料相当額をお支払いします。

「通院を証明する書類」として次の書類を提出いただいた場合に、費用を補助します。

- ・ 医療機関所定の「入退院を証明する証明書(名称は問わない)」(原本)
- ・ 共済会所定の「入院・治療証明書」(原本)
- ・ 1通院期間(退院日の翌日から90日間)について 3,000 円を限度に文書料相当額をお支払いします。

ご提出いただく書類に不備がありますと、給付金のお支払いが遅れる原因となりますので、必要事項はもれなくご記入、押印ください。
ご不明の点等がございましたら、当会あてお問い合わせください。